

令和2年度 男女共同参画週間

期間：6月23日(火)～6月29日(月)

男女共同参画週間とは？

内閣府男女共同参画推進本部では、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。



データでみる 那覇市の男女共同参画

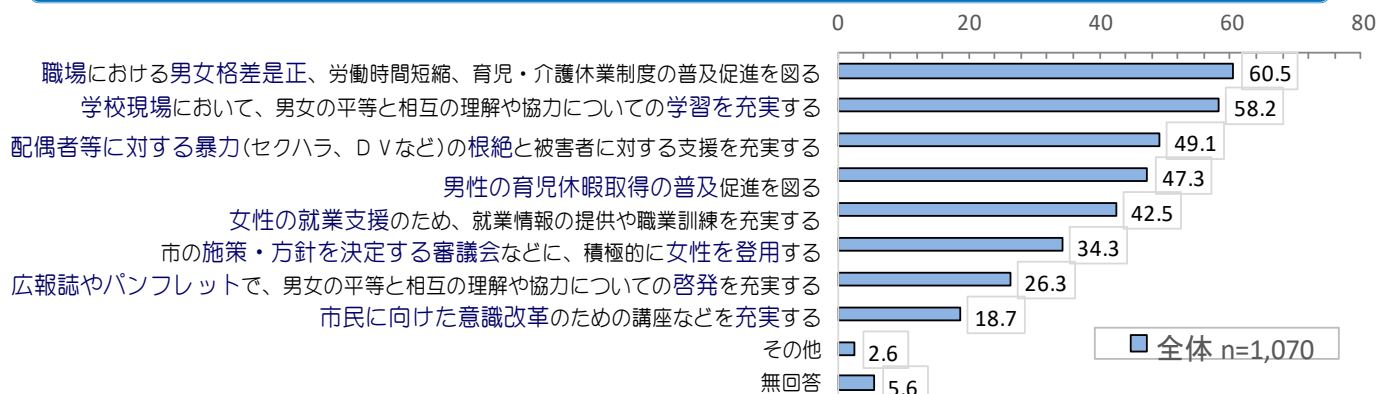
市では、「第4次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)」策定にあたり、市民及び事業所のみなさまへ男女共同参画に関する意識や実態、期待されるニーズ等を把握するために、意識調査を行いました。(調査期間：平成29年10月5日～11月10日)

この結果を参考に、市の男女共同参画社会の実現に向けて具体的な施策を実施していきます。

なは女性センターでは、「男女共同参画週間」期間中に、「那覇市男女共同参画に関する意識調査」の結果をもとに、グラフや表を掲示します。

展示期間：6月22日(月)～6月30日(火)
6月23日(火)・28日(日)は休館日です。

男女共同参画社会の実現に向けて、今後、那覇市はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか (複数回答)



■「平成29年度那覇市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」より

新型コロナウイルス感染拡大防止へのご協力をお願い

感染防止のための学習室・交流室の利用方法について

密にならないための対策をお願いします。

- ・室内の換気の徹底、利用時間の制限(2時間)団体利用の制限(30人以下)*人数制限を行う場合もあります。
- ・体調不良者のご利用の自粛(発熱、のどの痛み、咳(せき)など風邪の症状が続いている、強いだるさ(倦怠感)息苦しさ(呼吸困難)等)*団体の代表者へ参加者の体調確認をお願いいたします。
- ・うがい、手洗い、手指消毒の徹底と飛沫感染対策として、マスクの着用、咳エチケットの徹底
- ・身体的距離の確保(2m以上)、対面での会話を避ける



感染症拡大防止に
ご協力ください



今後の状況により随時、変更の可能性もございます。最新の情報は市ホームページをご確認くださいようお願い申し上げます。

「第4次那覇市男女共同参画計画」 (なは男女平等推進プラン)



●誰もが社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動が確保され、もって誰もが均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益などを享受することができ、かつ、共に責任を担うという「男女共同参画社会」の実現をめざし、策定されました。

今回は、5つの基本目標から、「1、人権が尊重される社会づくり」について解説いたします。

①固定的な性別役割分担意識の解消

固定的な性別役割分担意識の解消は、男女平等社会の実現に向け、最も重要な取り組みの一つです。そのためには、**社会制度や慣習の見直し**、そして、**家庭・学校・地域・職場における男女平等意識の確立と充実**が必要となります。

日常生活の中に潜んでいる、**性差への偏見**に気づき、平等に見える場面の中にある不均衡に気づききっかけを、センター講座などを通して提供していきます。

★固定的性別役割分担意識とは

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。



③ひとり親家庭等への支援の充実

2015年実施の「国勢調査」では、本市におけるひとり親世帯3,374世帯の8割を母子世帯3,060世帯が占め、父子世帯は314世帯となっています。

県が2015年に実施した「沖縄県子どもの貧困実態調査」から見えることは、ひとり親の保護者の中には精神的な不安定さを抱え、困窮し、孤独な生活環境の中での子育てに悩む方が多く、必要な支援制度についての情報が届きづらい状況にあります。そのため、貧困の連鎖を生じさせないように、相談窓口の機能向上と情報提供の充実を図ります。



②生涯を通した女性の健康づくりの推進

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重して生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えます。特に、**女性は妊娠・出産、女性特有の疾病を経験する可能性があることに留意し、子を産むか産まないかの選択、安全な避妊、妊娠、出産に関しての情報提供や学習会を開催します。**



④貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた市民が安心して暮らせる環境の整備

「市民意識調査」(2017年)によると、「あなたの老後の不安や悩みは何ですか」の質問へ、「健康のこと」(女性67.3%・男性67.6%)、「生活費のこと」(女性71.1%・男性62.4%)、「安心して住み続ける住宅が無い」(女性19.8%・男性15.4%)の回答がありました。

貧困、高齢、障がい等により、困難な状況にある市民や、市内に在住する外国人を対象とし、**相談しやすい環境の整備や、就労・生活支援につながる各種制度・サービスの充実や利用促進**に取り組めます。



⑤DV等を要因とする子どもの権利・人権の保護

面前DVや虐待、いじめ、暴力、貧困、不登校の増加などが社会問題として捉えられ、「児童虐待防止法」(2000年)、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(2013年)や、子育ての難しさを抱えている保護者(家族以外の場で育つ子の監護も含める)支援として、「改正発達障害者支援法」(2016年)が定められ、対策が進められています。

面前DV等の虐待から子どもの命と人権を守り、子どもが家庭、学校、地域で安心して生活するために、**子どもの権利について理解を深める講座**などを開催し周知を図ります。



面前DV

子どもの目の前で配偶者や家族に対して暴力をふるうこと。児童虐待防止法(2000年成立)の2004年改正で、心理的虐待のひとつに認定された。

直接的に暴力を受けなくても、DVを見聞かして育つ子どもは心身に傷を負い、成長後もフラッシュバックに苦しむなどPTSDを発症することが少なくない。

⑥防災への参画の促進

阪神・淡路大震災(1995年)、東日本大震災(2011年)、熊本地震(2016年)など、未曾有の大震災などの危機に見舞われた時、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人、多様な性を生きる人への対応の課題が露呈しました。

避難所におけるプライバシーの保護などを含め、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人、多様な性を生きる人の視点を市の地域防災計画に取り入れた施策の検討と見直しを行い、支援体制の確立に向けた取り組みを拡充し、推進を図ります。



⑦国際社会との協調及び貢献・平和への努力

ジェンダーギャップ指数GGI(男女格差指数)

は、調査対象153か国のうち、日本は121位(2019年)となっており、前年の110位から順位を落としています。先進国最下位という不名誉な順位は、政治と経済分野に女性リーダーが少ないことが大きな要因となっています。

課題解決のためには、女性差別撤廃委員会等をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して、国際規範・基準の情報提供や周知など、さらに平和社会の実現に向けた学習会の開催や情報提供の機会を設けます。



ジェンダー(社会的性別、Gender)とは

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

ジェンダーギャップ指数GGI(男女格差指数)とは

GGIは世界経済フォーラムが独自に算定したもので、4分野の指標*から構成された男女格差を図る指数で、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。

【*各分野のデータ】

- ・経済分野:労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率
- ・教育分野:識字率、初等・中等・高等教育の各在学率
- ・保健分野:新生児の男女比率、健康寿命
- ・政治分野:国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の行政の長の在任年数 (出所:「ひとりひとりが幸せな社会のために」内閣府男女共同参画局)



レインボー交流会のお知らせ

新型コロナウイルスの影響により、開催を見合わせていました「レインボー交流会」を再開します。

皆さんのご参加をお待ちしています!

日時: 7月4日(土) 午後2時~4時

場所: なは女性センター 学習室

主催: ていーだあみ

問合せ先: tiidaami.okinawa@gmail.com

レインボーなは宣言※1を受けて「交流の場がほしい」「当事者と知り合いたい」「性の多様性について語りたい」といった声から生まれた、誰でも参加できる交流会です。みんなが安心して語り合える場所作りを目指します。

※1 レインボーなは宣言とは…平成27年に発表した『性の多様性を尊重する都市・なは』宣言の通称です。



新型コロナウイルス感染拡大防止のため、体調不良時の参加自粛、手指消毒の徹底と飛沫感染対策として、マスクの着用などへのご協力をお願いします。

なお、参加者は、コロナ対策の一環で主催者へ連絡先(メールアドレスや電話番号など)をお伝えいただきます(匿名可)。



★なは女性センターでは、女性問題やジェンダーに関する図書の貸し出し及び資料の閲覧ができます。

貸出し期間: 2週間 お一人2冊まで

『家父長制と近代女性文学』

闇を裂く不穏な闘い



長谷川 啓 著/彩流社 発行
426ページ/2018年10月25日発行

日本の近代(明治・大正・昭和初期)にスポットを当て、その時代の女性作家が、帝国主義国家と家父長制度へどのように挑んできたのかを、文学の内できに昇華してきたのかを論評した一冊です。

『ひとりひとりの「性」を大切にする社会へ』

遠藤まめた 著/新日本出版社
164ページ/2020年1月20日



本書は、2017年春からWEBマガジン「ウェジー」上で連載された「トランス男子のフェミな日常」を大幅に編みなおし、新たなエッセイも加えた「ほぼ書き下ろし」です。

相談室「ダイヤルうない」

周囲に話せる人がいない、自分の気持ちをわかってもらえない。そんな時、「ダイヤルうない」を利用してみませんか。生きがい、家庭の問題など、女性の抱える様々な相談に応じ、自分の意思で人生を選択するために情報提供し、サポートします。

- 電話相談
- 面接相談（女性のみ・要予約）
- 法律相談（女性のみ・予約制）

 **098-861-7515**

月～土 午前9時～12時／午後1時～5時

「ストップ・DV」 情報提供



相談室「ダイヤルうない」では、ドメスティック・バイオレンス（DV）で悩む方を支援するための情報提供を行っています。詳しくは相談室「ダイヤルうない」へお問い合わせください。



性の多様性に関する相談

あなたが「自分らしい人生」を自らの意思で選択できるように、一緒に考えます。どなたでもご相談ください。

那覇市「パートナーシップ登録」

「パートナーシップ登録」は、戸籍上の性別が同じである2人の申請に基づき、市長が両者をパートナーシップ関係にあると認めた場合、その関係について登録簿へ登録し、証明書を交付するものです。

■那覇市が「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言の理念に基づき取り組む制度です。登録によって何らかの法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除など）が生じるものではありません。

■お問い合わせ・申請の予約■
098-951-3203
 ◆月～金：午前9時～午後5時
 ＊祝日、年末年始は除く

登録数 **30 組**
 2020年6月15日現在

女性の権利110番 弁護士による臨時無料電話相談

主催：沖縄弁護士会・日本弁護士連合会

女性に対する暴力や離婚に関する諸問題、職場における差別、同性婚に関することなど、女性の権利一般に関する無料電話相談を実施します。これらの問題に詳しい弁護士が、対処の方法や正しい法律知識を提供し適切なアドバイスを行います。

 **098-860-5015** **6月24日（水）**
 午前 **10時** ～ 午後 **2時**

～DV等被害のための緊急無料電話相談～

新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛などで、DV等の被害が増加・深刻化しているといわれています。

沖縄弁護士会では、無料電話相談を実施します。パートナーからの暴言や暴力的な行為などに悩んでいる方、お気軽にお電話ください。

主催：沖縄弁護士会  **080-7986-3595**

開催曜日・時間：（月）と（木）の 9:30 ～ 11:20
 実施期間：2020年6月29日（月）まで

お問い合わせ **なは女性センター**
TEL:098-951-3203

開館時間 月～金：午前9時～午後9時 休館日 年末年始（12/29～1/3）
 土曜日：午前9時～午後5時 日曜日・祝日・慰霊の日（6/23）

駐車場のご利用について

「なは市民協働プラザ」の地下駐車場と消防局隣の「ナハメカルパーキング」は**有料**となっています。料金の一部免除ができますので「駐車券」を事務室にお持ちください。

☆なは女性センター利用者の一部免除料金

最初の2時間まで	100円
最初の2時間を超え1時間までごとに	100円

※利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。



メール



ホームページ



Facebook



- ゆいレール「古島駅」から徒歩7分・「おもろまち駅」から徒歩20分
- 路線バス ★なは市民協働プラザ前バス停 IO 牧志新都心線
 ★銘苅一丁目バス停 8首里城下町線 徒歩3分
 【国道330号側】★興南高校前バス停 ★真嘉比バス停 徒歩7分
 【県道82号側】★古島バス停 徒歩7分

